平成２１年（フ）第１２６０号
滋賀県大津市池の里７番１号
破産者　髙田勇次郎
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４７２号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―613号、開始決定時の住所兵庫県西宮市愛宕山11番12号
破産者　西岡　伸起
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４８号
広島県安芸郡府中町茂陰１丁目13番９号
破産者　山中内装こと　山中　良文
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０１号
広島市中区江波南１丁目９番２号
破産者　平野　光子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３６５号
山口県下関市三河町14番１号
破産者　大髙　博史
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第２７６１号
福岡市中央区那の川２丁目８番７―1207号
破産者　山本　義男
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８号
福岡市南区長住５丁目12番32号
破産者　隈　誠一郎
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４０号
大分市西鶴崎１丁目６番22号、破産手続開始申立時の住所福岡市中央区警固１丁目６番38号警固アパート71棟21号
破産者　服平　眞理（旧姓藤原）
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１３２号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目１番18―401号、旧住所福岡市東区香椎駅東２丁目５番25号
破産者　杉本　哲生
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２６４号
福岡市東区青葉３丁目29番５―２号　カッシーナ青葉Ｂ棟、申立時福岡県糟屋郡篠栗町大字和田908番地191
破産者　松田　孝行
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５０３号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷705番地１　コーポ高見202号、開始決定時の住所長崎県長崎市琴海戸根町1264番地14
破産者　垣口　清人
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
長崎県長崎市西北町18番25号
破産者　岩佐　吉次
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６３号
横浜市港北区箕輪町２丁目３番７―916号、開始決定時の住所横浜市港北区箕輪町２丁目10番20―206号
破産者　鳥谷部武夫
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１８７号
横浜市都筑区東山田１丁目14番５号　さかいテラスＥ―１、開始決定時の住所横浜市港北区綱島東３丁目２番３号
破産者　佐山　敏夫
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２２４号
横浜市鶴見区市場大和町10番７号
破産者　森　　和寛
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４７２号
横浜市旭区上川井町117番地
破産者　上瀧　善久
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６３号
横浜市戸塚区原宿３丁目57番２―７―403号
破産者　鈴木　康夫
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部